

発議第15号

令和3年11月30日

香芝市議会議長 様

発議者	香芝市議会議員	河杉	博之
		小西	高吉
		中山	武彦
		下村	佳史
		上田井	良二
		中谷	一輝
		芦高	清友
		木下	充啓
		眞鍋	亜樹

### 筒井寛議員に対する懲罰動議

次の理由により、筒井寛議員に懲罰を科されたいので地方自治法第135条第2項及び香芝市議会会議規則第154条第1項の規定により動議を提出します。

### 記

#### 理由

筒井寛議員は、令和3年11月30日開催の本会議の香芝市議会改革推進調査特別委員会を消滅することに係る反対討論における、「違法な議決により制定された条例に基づく議会改革推進委員会にその任を引き継ぐということなのであれば、それは認められるものではない」との発言は、地方自治法第133条に規定する、議員に対する侮辱と考えます。違法と断定することは、香芝市議会基本条例に賛成の意を表した議員に対する侮辱であり、ひいては、同条例を公布した市長をも侮辱する行為であります。以上の理由により、懲罰を請求するものであります。